

利益相反管理方針（概要）

マネックス証券株式会社

1. 目的

マネックス証券株式会社（以下、「当社」といいます。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3に従い、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために「対象取引」を管理する体制を利益相反管理方針として策定いたしました。

当社は、法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

2. 利益相反管理の対象となる取引及びその類型

「対象取引」とは、当社又は当社グループ会社（下記、「5」に定義します。）が行う取引等において、金融商品関連業務に係るお客様の得られる利益を不当に害するおそれのあるものをいいます。

当社における「対象取引」の類型は以下のとおりです。

	お客様と当社又は当社グループ会社	お客様と他のお客様
利害対立型	類型 A お客様と当社又は当社グループ会社の利害が対立する取引	類型 B お客様と当社又は当社グループ会社の他のお客様との利害が対立する取引
競合取引型	類型 C お客様と当社又は当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	類型 D お客様と当社又は当社グループ会社の他のお客様とが競合する取引
情報利用型	類型 E 当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社が利益を得る取引	類型 F 当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社の他のお客様が利益を得る取引

なお、「対象取引」の典型的な取引例は、下記の各業務のうち、上記の表記載の当該類型に該当するものを言います。

- ① 有価証券関連業務における利害対立型、競合取引型、情報利用型の取引
- ② 投資銀行関連業務における利害対立型、競合取引型、情報利用型の取引
- ③ その他、金融商品関連業務に係るその他業務における利害対立型、競合取引型、情報利用型の取引

3. 「対象取引」の管理方法

当社は、利益相反となる取引を特定した場合、その取引の特性に応じ、以下に掲げる方法又はその他の方法を選択又は組み合わせることにより、「対象取引」を管理し、当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- ・ 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ・ 対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- ・ 対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法
- ・ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

4. 利益相反管理体制

当社は、「対象取引」の管理を行うにあたり、営業部門から独立した利益相反管理統括部署を設置し、「対象取引」の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制を構築します。

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社における利益相反管理の対象となるグループ会社は以下に掲げる会社とします。

- ① マネックスグループ株式会社
- ② 株式会社マネックスFX
- ③ トレード・サイエンス株式会社
- ④ マネックス・ハンブレクト株式会社
- ⑤ マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社
- ⑥ 株式会社マネックス・ユニバーシティ
- ⑦ Monex Boom Securities (HK) Ltd.
- ⑧ その他、当社において管理が必要と認める会社

6. 内部監査部門による監査

当社の内部監査部門は、利益相反管理に係る業務運営について、定期的に監査いたします。

以上

(平成24年4月25日改定)